

(保 234) F
平成 30 年 11 月 22 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震による
被災に伴う診療報酬等の特例措置による対応状況の調査について

平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震の発生以降、被災地等における保険診療や診療報酬等の特例的な取扱いにつきまして、ご案内申し上げてきたところです。

この特例的な取扱いの期間につきましては、平成 30 年 11 月 1 日付（保 218）F「平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」にてご案内のとおり、現在、14 項目の特例措置（添付資料（厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別添 1 及び別添 3 参照）について、平成 31 年 3 月末までとされております。

今般、特例措置を利用する保険医療機関等に対し、下記のとおり活用状況に関する調査を行うこととなりました。その結果をもとに、特例措置の期間延長の必要性について検討することとされておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、本調査の提出の有無が、平成 31 年 3 月末までに新規で特例措置を利用開始することを妨げるものではないとされていることを申し添えます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 調査票（アンケート）について

平成 30 年 7 月豪雨に係る調査票（アンケート）は別添 1 及び別添 2、平成 30 年北海道胆振東部地震に係る調査票（アンケート）は別添 3 及び別添 4 のとおりとされております。

2. 調査対象機関について

調査対象機関については、別添 5 のとおりとされております。なお、災害に応じて調査対象となる保険医療機関等が異なりますのでご注意ください。

3. 調査回収時期等について

各厚生（支）局より、平成30年12月1日から平成30年12月20日までの期間に、別添5のとおり全調査対象機関へ別添1から別添4がそれぞれ送付され、平成31年1月10日時点において回収できた別添1から別添4を、各厚生（支）局から平成31年1月18日までに保険局医療課担当宛て送付するとされております。

〈添付資料〉

- ・平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う診療報酬等の特例措置による対応状況の調査について

（平 30. 11. 20 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡

平成 30 年 11 月 20 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震による
被災に伴う診療報酬等の特例措置による対応状況の調査について

先般、「平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」(平成 30 年 10 月 31 日事務連絡)において、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行う旨お知らせしたところですが、今般、下記のとおり調査を実施しますのでご協力よろしくお願いします。

記

1. 調査票（アンケート）について

平成 30 年 7 月豪雨に係る調査票（アンケート）は別添 1 及び別添 2、平成 30 年北海道胆振東部地震に係る調査票（アンケート）は別添 3 及び別添 4 のとおりとします。

2. 調査対象機関について

調査対象機関については、別添 5 のとおりとします。

3. 調査回収時期等について

各厚生（支）局より、平成 30 年 12 月 1 日から平成 30 年 12 月 20 日までの期間に別添 5 の管下における全調査対象機関へ別添 1 から別添 4 をそれぞれ送付し、平成 31 年 1 月 10 日時点において回収できた別添 1 から別添 4 を平成 31 年 1 月 18 日までに保険局医療課担当宛て送付くださいますようお願いいたします。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746

保険医療機関向け

平成 30 年 7 月豪雨による被災に伴う診療報酬等の特例措置による対応状況について
(アンケート)

平成 30 年 7 月豪雨による被災の状況等にかんがみ、これまでに、各種診療報酬の施設基準等について、特例措置を設けてきたところです。

今般、以下の特例措置について、各保険医療機関での活用状況につきまして、調査にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。なお、本調査の提出の有無は、平成 31 年 3 月末までに、新規で特例措置を利用開始することを妨げるものではありませんので申し添えます。

都道府県名 _____ 郡市区町村名 _____

医療機関番号 (7 桁) _____ 保険医療機関名 _____

質問 1 平成 31 年 1 月 1 日現在において、平成 30 年 7 月豪雨による被災に伴う各種診療報酬の施設基準等に関する特例措置を利用して診療を行っていますか？(特例措置の内容は質問 2 参照) ア又はイのいずれかに○をつけてください。

ア 利用している
(→質問 2 へ)

イ 利用していない
(→質問は終了です)

質問 2 以下の特例措置による対応について、平成 31 年 1 月 1 日現在において利用しているものに○をつけてください。○の場合は、いつ頃まで利用される予定かを記述ください。(各項目の () は下に掲げた事務連絡の該当部分)

		特例措置の概要	現在も 利用	利用終了 予定
1	仮設の建物による 保険診療	保険医療機関の建物が浸水等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関として保険診療等を実施(記の2)		
2	許可病床数	医療法上の許可病床数を超えて患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(記の4)		
3	月平均夜勤時間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(記の5(1))		

4	月平均夜勤時間数	<u>被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員数が不足したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(記の5(1))</u>		
5	看護配置	<u>被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(記の5(2))</u>		
6	看護配置	<u>被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(記の5(2))</u>		
7	病棟以外への入院	<u>被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定(問10)</u>		
8	他の病棟への入院	<u>被災地及び被災地以外の保険医療機関において、医療法上本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料の算定(問10, 問23)</u>		
9	平均在院日数	<u>被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来入院基本料等を算定(問11)</u>		
10	平均在院日数	<u>被災地以外の保険医療機関において、被災地の医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算(問24)</u>		

11	特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる（問 12, 問 25）		
12	転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする（問 13, 問 26）		
13	透析に関する他医療機関受診	被災地及び被災地以外の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合や、被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、透析を目的とした他医療機関受診の際の入院料の控除を行わない（問 18, 問 28）		
14	平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2又は3の患者割合	被災前に施設基準を満たしていた被災地の保険医療機関及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により患者を入院させたことにより、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2・3の患者割合を満たさなくなった場合についても、当面、変更の届出を不要とする。（問 21, 問 29）		

上記（）内は特例措置に係る以下の事務連絡の該当部分を指すものです。

- ・「平成 30 年台風 7 号及び前線等に伴う大雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（平成 30 年 7 月 9 日付）

なお、事務連絡の詳細については、以下の厚生労働省 HP をご参照ください。

厚生労働省 HP → 平成 30 年 7 月豪雨関連情報 → 関係通知等

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000331838.pdf>

ご質問等ございましたら、厚生労働省保険局医療課までお願いします。

TEL 03-3595-2577

保険薬局向け

平成30年7月豪雨による被災に伴う診療報酬等の特例措置による対応状況について
(アンケート)

平成30年7月豪雨による被災に伴う大雨による被災の状況等にかんがみ、これまでに、各種診療報酬の施設基準等について、特例措置を設けてきたところです。

今般、以下の特例措置について、各保険薬局での活用状況につきまして、調査にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。なお、本調査の提出の有無は、平成31年3月末までに、新規で特例措置を利用開始することを妨げるものではありませんので申し添えます。

都道府県名 _____ 郡市区町村名 _____

薬局番号(7桁) _____ 保険薬局名 _____

以下の特例措置による対応について、平成31年1月1日現在において利用しているものに○をつけてください。また、いつ頃まで利用される予定かを記述ください。

(各項目の()は下に掲げた事務連絡の該当部分)

		特例措置の概要	現在も 対応	利用終了 予定
1	仮設の建物による 保険調剤	保険薬局の建物が浸水等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険薬局として保険調剤等を実施(記の2)		
2	処方せん	処方せんを持参しない患者に対して、医療機関と連絡を取る等により保険調剤を実施。(記の3(2))		

上記()内は特例措置に係る以下の事務連絡の該当部分を指すものです。

- ・「平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」(平成30年7月9日付)

なお、事務連絡の詳細については、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

厚生労働省HP → 平成30年7月豪雨関連情報 → 関係通知等

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000331838.pdf>

ご質問等ございましたら、厚生労働省保険局医療課までお願いします。

TEL 03-3595-2577

保険医療機関向け

平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う
診療報酬等の特例措置による対応状況について
(アンケート)

平成30年北海道胆振東部地震による被災の状況等にかんがみ、これまでに、各種診療報酬の施設基準等について、特例措置を設けてきたところです。

今般、以下の特例措置について、各保険医療機関での活用状況につきまして、調査にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。なお、本調査の提出の有無は、平成31年3月末までに、新規で特例措置を利用開始することを妨げるものではありませんので申し添えます。

都道府県名 _____ 郡市区町村名 _____

医療機関番号(7桁) _____ 保険医療機関名 _____

質問1 平成31年1月1日現在において、平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う各種診療報酬の施設基準等に関する特例措置を利用して診療を行っていますか？(特例措置の内容は質問2参照) ア又はイのいずれかに○をつけてください。

ア 利用している
(→質問2へ)

イ 利用していない
(→質問は終了です)

質問2 以下の特例措置による対応について、平成31年1月1日現在において利用しているものに○をつけてください。○の場合は、いつ頃まで利用される予定かを記述ください。(各項目の()は下に掲げた事務連絡の該当部分)

		特例措置の概要	現在も 利用	利用終了 予定
1	仮設の建物による 保険診療	保険医療機関の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関として保険診療等を実施(記の1)		
2	許可病床数	医療法上の許可病床数を超過して患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(記の3)		
3	月平均夜勤時間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(記の4(1))		

4	月平均夜勤時間数	<u>被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(記の4(1))</u>		
5	看護配置	<u>被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(記の4(2))</u>		
6	看護配置	<u>被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員数が不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(記の4(2))</u>		
7	病棟以外への入院	<u>被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定(問10)</u>		
8	他の病棟への入院	<u>被災地及び被災地以外の保険医療機関において、医療法上本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料の算定(問10,問23)</u>		
9	平均在院日数	<u>被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定(問11)</u>		
10	平均在院日数	<u>被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算(問24)</u>		
11	特定入院料の取扱い	<u>被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することが</u>		

		できる（問 12,問 25）		
12	転院受け入れの場合の入院日	<u>被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする（問 13,問 26）</u>		
13	透析に関する他医療機関受診	<u>被災地及び被災地以外の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合や、被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、透析を目的とした他保険医療機関受診の際の入院料の控除を行わない（問 18,問 28）</u>		
14	平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2又は3の患者割合	<u>被災前に施設基準を満たしていた被災地の保険医療機関及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により患者を入院させたことにより、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2・3の患者割合を満たさなくなった場合についても、当面、変更の届出を不要とする。（問 21,問 29）</u>		

上記（）内は特例措置に係る以下の事務連絡の該当部分を指すものです。

- ・「平成 30 年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（平成 30 年 9 月 14 日付）

なお、事務連絡の詳細については、以下の厚生労働省 HP をご参照ください。

厚生労働省 HP → 平成 30 年北海道胆振東部地震関連情報 → 関係通知等
<https://www.mhlw.go.jp/content/000356688.pdf>

ご質問等ございましたら、厚生労働省保険局医療課までお願いします。

TEL 03-3595-2577

保険薬局向け

平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う
診療報酬等の特例措置による対応状況について
(アンケート)

平成30年北海道胆振東部地震による被災の状況等にかんがみ、これまでに、各種診療報酬の施設基準等について、特例措置を設けてきたところです。

今般、以下の特例措置について、各保険薬局での活用状況につきまして、調査にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。なお、本調査の提出の有無は、平成31年3月末までに、新規で特例措置を利用開始することを妨げるものではありませんので申し添えます。

都道府県名 _____ 郡市区町村名 _____

薬局番号(7桁) _____ 保険薬局名 _____

以下の特例措置による対応について、平成31年1月1日現在において利用しているものに○をつけてください。また、いつ頃まで利用される予定かを記述ください。

(各項目の()は下に掲げた事務連絡の該当部分)

		特例措置の概要	現在も 対応	利用終了 予定
1	仮設の建物による 保険調剤	保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険薬局として保険調剤等を実施(記の2)		
2	処方せん	処方せんを持参しない患者に対して、医療機関と連絡を取る等により保険調剤を実施。(記の2(2))		

上記()内は特例措置に係る以下の事務連絡の該当部分を指すものです。

- ・「平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」
(平成30年9月14日付)

なお、事務連絡の詳細については、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

厚生労働省HP → 平成30年北海道胆振東部地震関連情報 → 関係通知等

<https://www.mhlw.go.jp/content/000356688.pdf>

ご質問等ございましたら、厚生労働省保険局医療課までお願いします。

TEL 03-3595-2577

		管下の有床の全保険医療機関 (歯科含む)	管下の無床の全保険医療機関 (歯科含む)	管下の全保険薬局
		保険医療機関向け調査票		保険薬局向け調査票
西日本豪雨	北海道	対象	対象外	対象外
	東北	対象	対象外	対象外
	関東信越	対象	対象外	対象外
	東海北陸			
	岐阜	対象	対象	対象
	上記以外	対象	対象外	対象外
	近畿			
	京都	対象	対象	対象
	兵庫	対象	対象	対象
	上記以外	対象	対象外	対象外
	中国			
	鳥取	対象	対象	対象
	島根	対象	対象	対象
	岡山	対象	対象	対象
	広島	対象	対象	対象
	山口	対象	対象	対象
	四国			
	愛媛	対象	対象	対象
	高知	対象	対象	対象
	上記以外	対象	対象外	対象外
	九州			
	福岡	対象	対象	対象
	上記以外	対象	対象外	対象外
北海道地震	北海道	対象	対象	対象
	北海道以外	対象	対象外	対象外